

現役自衛官の母として

南スーダンPKO派遣は憲法違反として自衛隊の派遣差し止めと撤退を求めて11月30日に札幌地裁に提訴した、自衛官の息子を持つ北海道千歳市の母親、平和子（たいら・かずこ）さんの記者会見での発言を紹介します。

今回の訴訟は私どもの個人人の提訴という形ではありませんが、自衛隊のPKO派遣という大きく逸脱した今回の派遣は私個人のみならず、日本全国の自衛隊家族ひいては日本人全体の問題として認識しております。

南スーダンPKO派遣差し止め・撤退訴訟原告

平和子さんの発言



南スーダンPKO差し止め・撤退訴訟提訴後の記者会見で訴える原告、自衛官の母、平和子（たいら・かずこ）さん＝11月30日、札幌市内

せたいのはニュース報道で流れている内容よりも、実際の現場の状況は格段に危機的な状況であるという点です。「見切り発車」のような形での派遣された隊員の国際的な立場が、それがこの国でどあきれるようなことばかりです。現地の方を殺傷してしまった場合、組織の命令に従っただけなのに帰国後は、隊員個人の責任を追及され刑事罰が下されるおそれがあるなんて、こんな理不尽極まりない状況が私たち家族はおろか、行かされる隊員本人にもほとんど知らされないのです。

私が、普通の母親なら自分の息子が危ない状況に立たされた時、誰もが持っているであろう気持ち、その一点で行動しています。個人差はあるでしょうが、それはこの国であらうと、いつの時代の母親であらうと同じだと思います。先の大戦で苦勞して育て上げた息子さんを亡くされたお母さん方の無念さを思います。

私は今の母親として言うべきことははっきりと申し上げてあの世に行きたいと考えています。

違憲性を正面から問う

【解説】

本訴訟は、自衛隊による国連PKO派遣の違憲性を1992年のPKO協力法(改正を含む)、安保関連法で改正されたPKO協力法の新規定、本件南スーダンPKO派遣に関する規定、本件南スーダンPKO派遣という三つの違憲性を立証し、憲法が禁ずる海外での武力行使に当たる南スーダンPKO派遣の差し止め、撤退を迫る全国で初の違憲

本訴訟は、自衛隊による国連報告書でも「大量虐殺の可能性」を言及しています。しかし安倍政権は「戦闘行為は発生していない」と強弁しています。

記者会見では弁護団の各氏が力説しました。「もともと違憲の派遣であったうえに、新任務付与の閣議決定により、明らかな武力行使に踏み込み、自衛隊員に犠牲者が出るこ

とが現実的になりつつある」と批判。原告は加害者になることも被害者になることも拒絶しており、憲法が保障する平和的生存権が被侵害(国)によって侵害されている、と指摘しています。

12日から、「駆け付け警護」の新任務が実施可能となる緊迫した情勢のなか、その違憲性を正面から問う本訴訟は重要な意義を持っています。

(山本真直)